

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

事業年度の経過後3カ月以内の提出が必要です。この記入例の場合は3月1日～5月31日の間となります。

山口県知事様

報告書提出日 令和3年3月10日

（一級・二級・木造）建築士事務所（山口県）知事登録第A-9999号

建築士事務所の名称

株式会社山口県建築設計センター一級建築士事務所

建築士事務所の所在地

〒753-0071

山口県山口市滝町1-2-12

建築士事務所の電話 083-999-9999

建築士事務所のFAX 083-888-8888

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

株式会社山口県建築設計センター

代表取締役 山口 建太郎

今回の報告書の対象の事業年度 令和2年3月1日～令和3年2月28日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

- ・ この記入例は、事業年度が3月1日～2月28日の法人の場合です。
- ・ 建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類と内容を整合させる必要があります。



所属建築士名簿

(事業年度末現在)

氏名	一級建築士 二級建築士 木造建築士 の別及び 管理建築士 である場合 は、その旨	登録番 号	登録を 受道名 府都建 府県二 （二級 築士又 木造建 築士の 場のみ）	建築士法 第22条 第1項 第3号 に講 習直 ちの 日（ 所 定 習 年 月 日）	構造設計 一級又 設備設 計一級 である 旨	構造設計 一級又 設備設 計一級 である 旨	建築士法 第22条 第4項 第5号 に講 習直 ちの 日（ 所 定 習 年 月 日）
山口 太郎	一級建築士 管理建築士	888888		H00.00.00	構造一級	00000000	H00.00.00
山口 二郎 (〇月に退所)	二級建築士	999999	山口県	H00.00.00			
山口 三郎 (〇月に入所)	一級建築士	9999		H00.00.00			
<p>提出時点で退所・異動等のために在籍しない場合は、氏名の下に（ ）書きで内容を記入すること。 提出時点で所属している建築士は、（ ）書きで内容を記入すること。</p>				<p>必ず法第22条の2による定期講習を記入のこと。 (管理建築士講習や法令対象ではない講習会のことではないので注意すること)</p>			
計				一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	2名(現在2名) 1名(現在0名) 0名(現在0名) 1名(現在1名) 0名(現在0名)		

「構造一級」「設備一級」と略記可。

事業年度中と提出時点で人数が異なる場合は（ ）書きで提出時点の人数を記入のこと。

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。1枚に収まらない場合は、複数枚にわたって全ての業務について記入して下さい。
- 2 当該事業年度に業務がなかった場合は、一行目の最初の欄に「該当なし」と記入して下さい。
- 3 〔例〕

山口 太郎 山口県 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及 2007. 2. 1  
 五階建延 700 m<sup>2</sup> び工事 2007. 10. 3  
 監理

(担当した) 所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	(業務を行った) 期間
山口 太郎	山口県	住宅	木造 二階建延 150 m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理	2020. 9. 10 2021. 2. 15
山口 二郎	福岡県	学校	鉄筋コンクリート造 三階建延 1,500 m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理	2020. 2. 1 2020. 11. 31
山口 二郎	山口県	学校	鉄筋コンクリート造 三階建延 1,500 m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理	2020. 2. 1 2020. 11. 31
山口 二郎	山口県	学校	その他 5 件	設計及び 工事監理	2019. 10. 1～ 2020. 10. 28

件数が著しく多い場合は、所属建築士毎に主なものを記載し“その他〇件”とまとめても可

山口 三郎	広島県	事務所	鉄筋コンクリート造 五階建延 2,500 m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理	2019. 10. 1 2020. 10. 28
山口 三郎	山口県	共同住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造 十階建延 5,000 m <sup>2</sup>	構造設計	2020. 4. 1 2020. 7. 30
以上					

市区町村名以下は記入しないでください。

構造・階数・延床面積は正確に省略せず記入してください。

建設業としての「施工」「現場管理」は建築士事務所の業務に当たらないため記入しません。

当該事業年度中に完了した業務について、完了日の最近のものから順に記入します。1枚に収まらない場合は、複数枚にわたって全ての業務について記入してください。

事業年度途中で退職したため、第三面に記載されない所属建築士の業務があれば、それも記載が必要です。退社した建築士については氏名に(〇〇年〇〇月退社)と付記してください。

- ・ 確認申請等を行った物件については、当該申請書等の記載との整合が必要です。
- ・ 元請けとしての業務だけでなく、下請等、再委託を受けた業務についても記載が必要です。
- ・ 当該事業年度に業務実績がない場合は「該当なし」と記入してください。

## 管理建築士による意見の概要

## 〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。1枚に収まらない場合は、複数枚にわたって全ての意見について記入して下さい。
- 2 開設者と管理建築士が同一人の場合、当該事業年度に業務がなかった場合又は意見を述べなかった場合は、一行目の最初の欄に「該当なし」と記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
山口 太郎	顧客から設計依頼の相談のあった案件について、敷地条件・技術的要因・設備設計一級建築士への法適合確認依頼等により、設計・確認申請に通常以上の時間を要するため、事務所の運営上特に配慮が必要な旨開設者に意見を述べた。	2021.1.15 2020.12.10
山口 太郎	設計中の物件について、構造形式及び工法の見直しにより工期短縮、工事費縮減が可能となるが、設計業務の期間の延長が必要となり、事務所の運営上特に配慮が必要な旨開設者に意見を述べた。	2020.3.20
以上		
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士法第 24 条第 3 項の規定に基づき、管理建築士から開設者に対し、技術的観点から、建築士事務所の業務が円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べた場合、その意見を記載します。</li> <li>・ 開設者と所属建築士が同一人の場合、当該事業年度に業務がなかった場合又は意見を述べなかった場合は、一行目の最初の欄に「該当なし」と記入して下さい。</li> </ul> </div>		